電子契約サービス利用申出書

大分市と電子契約するにあたり、契約締結権者は法人の代表者であること、もしくは適法かつ有効に契約締結の代理権が授与されていること、また、契約締結事務責任者になりすまして契約同意操作されないことを確認したうえで、以下の通り届け出ます。

契約件名：

１　契約締結権者

法人等代表者

法人等代表者以外※契約締結権限の委任が確認できる書類（社内規定等）を添付しています

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職 |  | | | 氏名 | |  | | |
| e-mailアドレス |  | | | | | | | |
| アクセスコード  （任意の6桁の数字） |  |  |  | |  | |  |  |

２　担当者（任意）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職 |  | | 氏名 |  |
| e-mailアドレス | |  | | |

大分市長あて

上記のとおり相違ありません。

　　　　　　年　　月　　日

住所

法人名

代表者氏名

※利用する電子契約サービスは、大分市が指定する立会人型電子契約サービスとします。

※本市にあらかじめ届け出ている契約締結権限受任者がある場合、契約締結権者は、上記契約件名の契約に関しその内容に代えることとします。

※本申出書は契約の都度提出してください（ただし変更契約は除く）。

※提出後上記内容に変更が生じた場合、直ちに書面又は電磁的方法により通知してください。

※電子契約によりがたい事由がある場合は紙による契約書の作成に移行します。

※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第１９条第１項及び２項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類：コンピュータ・ネットワーク利用の措置

　②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式：電子契約サービスを通じて、送信者がＰＤＦファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

電子契約サービス利用申出書

大分市と電子契約するにあたり、契約締結権者は法人の代表者であること、もしくは適法かつ有効に契約締結の代理権が授与されていること、また、契約締結事務責任者になりすまして契約同意操作されないことを確認したうえで、以下の通り届け出ます。

契約件名：　〇〇〇〇業務委託

１　契約締結権者

法人等代表者

法人等代表者以外※契約締結権限の委任が確認できる書類（社内規定等）を添付しています

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 代表取締役 | | | 氏名 | | 〇〇　〇〇 | | |
| e-mailアドレス | ####-###@###.ne.jp | | | | | | | |
| アクセスコード  （任意の6桁の数字） | 1 | 2 | 3 | | 1 | | 2 | 3 |

２　担当者（任意）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役職 | 主任 | 氏名 | 〇〇　〇〇 |
| e-mailアドレス | ####-###@###.ne.jp | | |

大分市長あて

上記のとおり相違ありません。

　　　　　　　令和〇年　〇月　〇日

住所　　　　　大分市大字〇〇１－１－１

法人名　　　　　　　　株式会社　〇〇〇

代表者氏名　　　代表取締役　〇〇　〇〇

※利用する電子契約サービスは、大分市が指定する立会人型電子契約サービスとします。

※本市にあらかじめ届け出ている契約締結権限受任者がある場合、契約締結権者は、上記契約件名の契約に関しその内容に代えることとします。

※本申出書は契約の都度提出してください（ただし変更契約は除く）。

※提出後上記内容に変更が生じた場合、直ちに書面又は電磁的方法により通知してください。

※電子契約によりがたい事由がある場合は紙による契約書の作成に移行します。

※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第１９条第１項及び２項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類：コンピュータ・ネットワーク利用の措置

　②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式：電子契約サービスを通じて、送信者がＰＤＦファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等